

石川県公報

平成30年7月31日

第13127号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

訓 令		○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(同)	6
○石川県農業共済組合検査規程の一部改正(農業政策課)	1	選挙管理委員会		
公 告		○石川県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表		6
○シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定公告(労働企画課)	3	○石川県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表		8
○農用地利用配分計画の認可公告(農業政策課)	4			
○土地改良区の役員退任公告(農業基盤課)	5			
○土地改良区の役員就任公告(同)	5			

訓 令

石川県訓令第8号

農 林 水 産 部

石川県農業共済組合検査規程(昭和43年石川県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第四百四十二条の二から第四百四十二条の四まで」を「第二百九条第一項から第三項まで」に改める。

第2条から第19条までを次のように改める。

(検査の目的)

第二条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別の指導監督の実を挙げ、もつて農業保険法第二条第一項に規定する農業共済事業における組合の正常な事業運営を促進することを目的とする。

(検査の視点)

第三条 前条に規定する検査の視点は、次の各号に掲げる観点ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 合法性 法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業規程、諸規則等の遵守状況を検討する。
- 二 合目的性 農業保険法第一条の規定及び定款等の組合が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうかを検討する。
- 三 合理性 業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。

(常例検査及び年間検査計画等の作成)

第四条 知事は、年度当初に、月別の年間検査計画及び当該年度における検査重点事項を作成する。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は組合の組合員から検査の請求があつた場合は、この限りでない。

(検査事項)

第五条 検査は、別に定める農業共済組合検査実施要領に従い、組合の業務及び会計の全てについて行うものとする。ただし、知事が特に指示した場合には、当該指示により行うものとする。

(検査の場所と方法)

第六条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員からの説明の聴取(第十一条第一項において「現物の検査等」という。)の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につ

き、検査を行うことができる。

(検査基準日)

第七条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

(検査の範囲)

第八条 検査は、原則として検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められるときは、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の前日及び検査基準日後の組合の業務及び会計の状況についても行うことができる。

(執務時間内検査の原則)

第九条 検査は、組合の執務時間内に行う。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、組合の理事その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

(無通告検査の原則)

第十条 検査は、あらかじめ通告しないで行う。ただし、検査の実効性を確保するため必要と認められる場合は、この限りでない。

(検査員)

第十一条 検査は、知事が命令した職員(以下「検査員」という。)二人以上が一組になつて行うものとする。ただし、検査の一環として、支所等の出先機関において単独で現物の検査等を行うことは、これを妨げない。

2 検査に当たっては、検査員の中から一人を当該検査の責任者(第十六条において「検査責任者」という。)として選定するものとする。

3 検査員は、十分な注意をもつて検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たつて、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

4 検査員は、組合の業務及び会計が適切であり、かつ、妥当であるかどうかを判断するに足る基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。

5 検査員は、検査に当たっては、組合の業務執行に支障のないようにするとともに、組合に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

6 検査員は、常に穏健かつ冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するように努めなければならない。

(検査命令書等の交付及び携行)

第十二条 知事は、検査員に検査命令書(別記様式第一号)及び身分証明書(別記様式第二号)を交付するものとする。

2 検査員は、検査の着手に際して、組合の理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書を提示するとともに、検査員であることを証する身分証明書を携行しなければならない。

(検査の立会い)

第十三条 検査に当たっては、組合の理事その他の責任者一人以上を立ち合わせて行うものとする。

2 前項に規定する立会人のほか、できるだけ組合の監事を立ち合わせるものとする。

(私物検査の制限)

第十四条 検査員は、組合の役員及び職員の私物について、検査を行つてはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先その他の照査)

第十五条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員又は加入者、取引先、退任(職)した役員又は職員その他の関係者に対し、個人情報等の保護等に十分に配慮した上で、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査の拒否等に対する措置)

第十六条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(検査講評)

第十七条 検査員は、検査の終了に際して、組合の理事、監事その他の責任者に対し、口頭をもつて検査中明らかになつた事項について講評を行うとともに、その責任者から当該講評についての意見等を聴取するようにしなければならない。

ならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査結果の報告及び検査書の交付)

第十八条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、検査終了後速やかに、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務運営上是正又は改善の必要があると認められる重要な指摘事項を記載した検査書を作成し、組合の理事に交付するものとする。

3 知事は、検査の結果、特に是正又は改善を要すると認める事項がある場合には、必要な命令をするとともに、組合の理事に対して当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について報告書の提出を求めるものとする。

4 知事は、農業保険法第二百九条第三項の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査結果の概要を通知するものとする。

(農林水産大臣との連携)

第十九条 知事が、組合の検査を実施するに当たつて、農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

(守秘義務)

第二十条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らししてはならない。

別記様式第1号中「第9条関係」を「第12条関係」に、「農業災害補償法第142条の3（第142条の2、第142条の4）」を「農業保険法第209条第1項から第3項まで」に改める。

別記様式第2号中「第9条関係」を「第12条関係」に、「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条第1項から第3項まで」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定公告

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定に係るシルバー人材センター連合の名称
公益社団法人石川県シルバー人材センター連合会

- 2 指定をした業種及び職種

次の表のとおり

業種（日本標準産業分類に定める中分類）	職種（厚生労働省編職業分類に定める中分類）
09 食料品製造業	54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	77 包装の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
11 繊維工業	77 包装の職業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
18 プラスチック製品製造業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
21 窯業・土石製品製造業	54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
24 金属製品製造業	52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
25 はん用機械器具製造業	57 機械組立の職業

26 生産用機械器具製造業	52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
31 輸送用機械器具製造業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

3 指定に係る市町村の区域

白山市全域

4 指定年月日

平成30年7月31日

1 指定に係るシルバー人材センター連合の名称

公益社団法人石川県シルバー人材センター連合会

2 指定をした業種及び職種

次の表のとおり

業種（日本標準産業分類に定める中分類）	職種（厚生労働省編職業分類に定める中分類）
98 地方公務	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

3 指定に係る市町村の区域

能登町全域

4 指定年月日

平成30年7月31日

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
東田 耕作	小松市拓栄町392番地	小松市長谷町イ221番
有限会社 北次農場	能美郡川北町字朝日イ24番地	能美郡川北町字土室189番ほか2筆
松本 秋一	河北郡津幡町字南中条7号11番地	河北郡津幡町字太田の36番ほか1筆
農事組合法人 さかい	河北郡津幡町字能瀬カ34番地	河北郡津幡町字能瀬フ50番3ほか5筆
農事組合法人 市谷	河北郡津幡町字市谷フ79番甲地	河北郡津幡町字市谷ヒ56番ほか10筆
農事組合法人 スワン	河北郡津幡町字舟橋164番地	河北郡津幡町字舟橋45番1ほか5筆
松本 良明	河北郡津幡町字谷内リ10番地	河北郡津幡町字川尻ヒ36番ほか1筆
農事組合法人 末廣農産	かほく市上山田ソ75番地	河北郡津幡町字北中条参号21番1ほか1筆
株式会社 しななた	羽咋郡志賀町代田62番地	羽咋郡志賀町代田4番ほか18筆
中村 辰生	羽咋郡宝達志水町小川ハ43番地	羽咋郡宝達志水町小川八4番
農事組合法人 あぐりばんば	鹿島郡中能登町東馬場ほ59番地	鹿島郡中能登町井田た4番ほか4筆
有限会社 フロンティアはら	羽咋市本江町84番地	羽咋市中川町7番ほか1筆
辻浦 芳一	鳳珠郡能登町字国光ハ部62番地	鳳珠郡能登町字柳田竹部112番1ほか5筆
有限会社 川原農産	輪島市町野町佐野へ部28番地	鳳珠郡能登町字柳田松部95番
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町字黒川38号37番地	鳳珠郡能登町字柳田中部106番1ほか19筆
農事組合法人 SKyファーム	鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地	鳳珠郡能登町字柳田竹部117番1ほか2筆
農事組合法人 三甲農産	鳳珠郡能登町字当目24字30番地	鳳珠郡能登町字柳田中部100番1

農事組合法人 長尾宮農組合	鳳珠郡能登町字上長尾梅部32番地	鳳珠郡能登町字小間生梅部79番1ほか2筆
平瀬 修一	鳳珠郡能登町字上町10字134番地	鳳珠郡能登町字上町は部23番ほか14筆
農事組合法人 きずな	珠洲市野々江町テの部33番地	珠洲市野々江町え部4番ほか4筆

2 認可年月日

平成30年7月31日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

御茶用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	馬場 文 明	小松市軽海町ヲ95番地	平成29年4月5日
〃	面 榮 次 郎	〃 荒木田町リ51番地	〃
〃	大 田 健 一 郎	〃 軽海町ヲ22番地	〃
〃	森 若 隆 志	〃 軽海町ヲ27番地	〃
〃	南 豊 明	〃 荒木田町ニ78番地	〃
〃	岡 本 彰 良	〃 軽海町ヲ78番地	〃
〃	山 田 勝 男	〃 荒木田町ホ22番地	〃
〃	多保田 浩 英	〃 軽海町ヲ38番地	〃
〃	山 岸 一 英	〃 軽海町ヲ44番地	〃
〃	西 田 清 明	〃 荒木田町リ13番地1	〃
〃	堂 前 孝 雄	〃 荒木田町ホ15番地1	〃
〃	南 雅 敏	〃 荒木田町ホ25番地	〃
監事	本 川 幸 雄	〃 軽海町ヲ55番地	〃
〃	中 田 洋 志	〃 荒木田町リ31番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

御茶用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	馬場 文 明	小松市軽海町ヲ95番地	平成29年4月6日
〃	面 榮 次 郎	〃 荒木田町リ51番地	〃
〃	大 田 健 一 郎	〃 軽海町ヲ22番地	〃
〃	森 若 隆 志	〃 軽海町ヲ27番地	〃
〃	山 田 勝 男	〃 荒木田町ホ22番地	〃
〃	岡 本 彰 良	〃 軽海町ヲ78番地	〃
〃	多保田 浩 英	〃 軽海町ヲ38番地	〃
〃	山 岸 一 英	〃 軽海町ヲ44番地	〃
〃	西 田 清 明	〃 荒木田町リ13番地1	〃
〃	南 雅 敏	〃 荒木田町ホ25番地	〃

〃	堂 前 志 津 男	〃	荒木田町リ45番地	〃
〃	山 田 浩 幸	〃	荒木田町ニ90番地	〃
監 事	本 川 幸 雄	〃	軽海町ヲ55番地	〃
〃	中 田 洋 志	〃	荒木田町リ31番地	〃

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成30年8月1日から同月29日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年7月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
中能登中央地区	用排水施設整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	中能登町役場鹿島庁舎

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第77号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項及び第2項の規定により、平成30年3月11日執行の石川県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年7月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類
平成30年3月11日執行 石川県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
30,914,200円
- 報告書の要旨（50音順）

候補者氏名	小 倉 恵 美	所 属 党 派	無 所 属	期 間	平成30年2月1日から 平成30年3月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	松 葉 博					
収 入				支 出		
円				円		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)			家 屋 費	405,231	
石川県に新しい知事を誕生させる会	1,264,718			選挙事務所費	403,831	
日本共産党石川県委員会	51,000			集合会場費	1,400	
				印 刷 費	1,082,100	
				広 告 費	360,266	
				文 具 費	8,610	
				食 糧 費	64,021	
				休 泊 費	42,390	
				雑 費	17,820	

総 計	1,315,718	総 計	1,980,438
支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額	
	ビラの作成	225,300円	
	ポスターの作成	694,800円	
	計	920,100円	
報告書受理年月日	平成30年3月26日 第1回報告分		

候補者氏名	小倉 恵美	所属党派	無 所 属	期間	平成30年3月28日から 平成30年4月13日まで	第2回分	
出納責任者氏名	松 葉 博						
収 入				支 出			
円				円			
				印 刷 費	209,700		
				雑 費	5,938		
今 回 計	0			今 回 計	215,638		
前 回 計	1,315,718			前 回 計	1,980,438		
総 計	1,315,718			総 計	2,196,076		
支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額					
	ビラの作成	225,300円					
	ポスターの作成	694,800円					
	計	920,100円					
報告書受理年月日	平成30年4月16日 第2回報告分						

候補者氏名	谷本 正憲	所属党派	無 所 属	期間	平成30年1月24日から 平成30年3月22日まで	第1回分	
出納責任者氏名	川 渕 一 知						
収 入				支 出			
円				円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)			人 件 費	1,252,000		
石川の21世紀を拓く会	6,000,000			家 屋 費	2,474,043		
谷本正憲石川県連合後援会	3,070,461			選挙事務所費	2,180,773		
				集合会場費	293,270		
その他の収入	3,000,000			通 信 費	133,520		
				交 通 費	300,969		
				印 刷 費	2,319,000		
				広 告 費	2,272,320		
				文 具 費	146,356		
				食 糧 費	175,513		
				休 泊 費	262,150		
				雑 費	968,663		
総 計	12,070,461			総 計	10,304,534		
支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額					
	ビラの作成	777,400円					
	ポスターの作成	1,290,860円					
	計	2,068,260円					
報告書受理年月日	平成30年3月26日 第1回報告分						

候補者氏名	谷本正憲	所属党派	無所属	期間	平成30年4月5日から 平成30年4月5日まで	第2回分
出納責任者氏名	川 渕 一 知					
収 入				支 出		
円				円		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)			家屋費	244,551	
谷本正憲石川県連合後援会	448,813			選挙事務所費	71,211	
				集合会場費	173,340	
				雑費	204,262	
今回計	448,813			今回計	448,813	
前回計	12,070,461			前回計	10,304,534	
総計	12,519,274			総計	10,753,347	
				項 目	金 額	
支出のうち公費負担相当額				ビラの作成	777,400円	
				ポスターの作成	1,290,860円	
				計	2,068,260円	
報告書受理年月日	平成30年4月9日			第2回報告分		

石川県選挙管理委員会告示第78号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項及び第2項の規定により、平成30年3月11日執行の石川県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年7月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成30年3月11日執行石川県議会議員補欠選挙（金沢市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,858,500円
- 3 報告書の要旨（50音順）

候補者氏名	亀田良典	所属党派	日本共産党	期間	平成30年2月23日から 平成30年3月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	村 田 茂					
収 入				支 出		
円				円		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	45,000	
日本共産党金沢地区委員会		150,601		家屋費	147,500	
日本共産党石川県会館		135,000		選挙事務所費	143,500	
日本共産党能登地区委員会		45,000		集合会場費	4,000	
小林 稔	無 職	45,000		通信費	3,450	
				印刷費	344,400	
				広告費	161,640	
				文具費	8,000	
				食糧費	5,158	
				雑費	4,853	
総計		375,601		総計	720,001	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	344,400円
報告書受理年月日	平成30年3月26日 第1回報告分	

候補者氏名	亀田良典	所属党派	日本共産党	期間	平成30年4月3日から	第2回分
出納責任者氏名	村田茂				平成30年4月4日まで	
収 入			支 出			
円			円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)		食糧費		23,520	
日本共産党金沢地区委員会	24,520		雑費		1,000	
今回計	24,520		今回計		24,520	
前回計	375,601		前回計		720,001	
総計	400,121		総計		744,521	
支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額				
	ポスターの作成	344,400円				
報告書受理年月日	平成30年4月6日 第2回報告分					

候補者氏名	北幸裁	所属党派	無所属	期間	平成30年2月16日から	第1回分
出納責任者氏名	北幸裁				平成30年3月8日まで	
収 入			支 出			
円			円			
その他の収入	208,950		人件費		208,950	
			印刷費		869,000	
総計	208,950		総計		1,077,950	
支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額				
	ポスターの作成	869,000円				
報告書受理年月日	平成30年3月12日 第1回報告分					

候補者氏名	太郎田真理	所属党派	自由民主党	期間	平成30年1月26日から	第1回分
出納責任者氏名	園部和浩				平成30年3月22日まで	
収 入			支 出			
円			円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)		人件費		410,000	
自由民主党石川県支部連合会	300,000		家屋費		436,130	
			選挙事務所費		259,200	
			集会会場費		176,930	
その他の収入	2,242,412		印刷費		1,632,852	
			広告費		985,716	
			文具費		30,606	
			雑費		143,200	
総計	2,542,412		総計		3,638,504	
支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額				
	ポスターの作成	1,096,092円				

報告書受理年月日	平成30年3月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	長坂星児	所属党派	無所属	期間	平成30年1月5日から 平成30年3月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	瀬戸 潤					
収 入				支 出		
円				円		
その他の収入				人件費		
5,800,000				495,000		
				家屋費		
				1,699,827		
				選挙事務所費		
				1,469,427		
				集会会場費		
				230,400		
				通信費		
				50,371		
				印刷費		
				1,281,540		
				広告費		
				261,460		
				文具費		
				10,150		
				食糧費		
				105,265		
				雑費		
				130,514		
総 計				総 計		
5,800,000				4,034,127		
支出のうち公費負担相当額		項 目		金 額		
		ポスターの作成		1,140,270円		
報告書受理年月日	平成30年3月26日	第1回報告分				

候補者氏名	長坂星児	所属党派	無所属	期間	平成30年4月20日から 平成30年4月23日まで	第2回分
出納責任者氏名	瀬戸 潤					
収 入				支 出		
円				円		
				家屋費		
				100,000		
				選挙事務所費		
				100,000		
				通信費		
				5,165		
				広告費		
				1,325,626		
				雑費		
				55,063		
今 回 計				今 回 計		
0				1,485,854		
前 回 計				前 回 計		
5,800,000				4,034,127		
総 計				総 計		
5,800,000				5,519,981		
支出のうち公費負担相当額		項 目		金 額		
		ポスターの作成		1,140,270円		
報告書受理年月日	平成30年4月23日	第2回報告分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成30年3月11日執行石川県議会議員補欠選挙（七尾市選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,818,000円

3 報告書の要旨(50音順)

候補者氏名	高橋正浩	所属党派	無所属	期間	平成30年1月30日から 平成30年3月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	高橋友映					
収 入			支 出			
円			円			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	390,000		
山本千冬	会社員	60,000	家屋費	648,000		
吉良萌花	学生	90,000	選挙事務所費	648,000		
海野将志	学生	90,000	印刷費	385,000		
瀬口功雄	会社役員	90,000	文具費	3,142		
			食糧費	105,161		
その他の収入		1,500,000	総計	1,531,303		
総計		1,830,000	総計	1,531,303		
支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額			
	ポスターの作成		385,000円			
報告書受理年月日	平成30年3月26日		第1回報告分			

候補者氏名	高橋正浩	所属党派	無所属	期間	平成30年3月28日から 平成30年4月2日まで	第2回分
出納責任者氏名	高橋友映					
収 入			支 出			
円			円			
今回計		0	家屋費	105,000		
前回計		1,830,000	選挙事務所費	105,000		
総計		1,830,000	印刷費	86,400		
			広告費	187,920		
今回計		0	今回計	379,320		
前回計		1,830,000	前回計	1,531,303		
総計		1,830,000	総計	1,910,623		
支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額			
	ポスターの作成		385,000円			
報告書受理年月日	平成30年4月4日		第2回報告分			

候補者氏名	和田内和美	所属党派	無所属	期間	平成30年2月23日から 平成30年3月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	國光秀彦					
収 入			支 出			
円			円			
その他の収入		2,419,090	家屋費	164,581		
			選挙事務所費	164,581		
			印刷費	747,480		
			広告費	1,052,136		
			食糧費	433,113		
			雑費	21,780		
総計		2,419,090	総計	2,419,090		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	600,600円
報告書受理年月日	平成30年3月23日 第1回報告分	

候補者氏名	和田内 和 美	所属党派	無 所 属	期間	平成30年3月28日から	第2回分
出納責任者氏名	國 光 秀 彦				平成30年3月28日まで	
収 入				支 出		
円				円		
その他の収入				人件費	639,000	
				家屋費	250,000	
				選挙事務所費	250,000	
今 回 計				今 回 計	889,000	
前 回 計				前 回 計	2,419,090	
総 計				総 計	3,308,090	
支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額				
	ポスターの作成	600,600円				
報告書受理年月日	平成30年3月29日 第2回報告分					

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成30年3月11日執行石川県議会議員補欠選挙(能美市能美郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
5,766,800円
- 3 報告書の要旨(50音順)

候補者氏名	橋 本 崇 史	所属党派	無 所 属	期間	平成30年1月23日から	第1回分
出納責任者氏名	本 江 信 一				平成30年3月8日まで	
収 入				支 出		
円				円		
その他の収入				人件費	30,000	
				家屋費	201,655	
				選挙事務所費	201,655	
				通信費	6,560	
				印刷費	396,495	
				広告費	401,560	
				文具費	7,672	
				食糧費	770	
				雑費	43,866	
総 計				総 計	1,088,578	
支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額				
	ポスターの作成	396,495円				
報告書受理年月日	平成30年3月13日 第1回報告分					